

平成 23 年 度

芦屋市経営健全化審査意見書

(病院事業会計・水道事業会計)

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 8 号

平成 24 年 8 月 31 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 田 原 俊 彦

平成 23 年度芦屋市経営健全化審査意見書
(病院事業会計・水道事業会計)の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により 審査に付された平成 23 年度決算に係る病院事業会計及び水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成 23 年度芦屋市経営健全化審査意見書 (病院事業会計・水道事業会計)

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第 22 条第 1 項の規定により,市長から提出された平成 23 年度決算に係る病院事業会計及び水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 24 年 7 月 24 日から平成 24 年 8 月 30 日まで

第 3 審査の概要

本審査は,市長から提出された病院事業会計及び水道事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された病院事業会計及び水道事業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は,いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 資金不足比率

病院事業会計及び水道事業会計の資金不足比率は,次表のとおりである。

(単位 : %)

会計名	比率名	平成 23 年度	経営健全化基準
病院事業会計	資金不足比率		20.0
水道事業会計	資金不足比率		20.0

(注) 資金不足額が生じない場合は,「 」と表示。

(参 考)

財政健全化法の規定に基づき,資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には,公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、資金不足額が生じない場合、資金不足比率は「 」で表示される。

地方公営企業法の適用を受けている病院事業会計及び水道事業会計における資金不足額は、基本的に流動資産と流動負債との差で算定される。

(単位：千円)

会計名	流動資産	流動負債	資金不足(剰余)額
病院事業会計	531,998	331,350	200,648
水道事業会計	1,302,936	485,536	817,400

(参考)

病院事業会計は資金剰余額が200,648千円であり、資金不足は生じていない。

水道事業会計は資金剰余額が817,400千円であり、資金不足は生じていない。

2 個別意見

流動比率(流動資産/流動負債×100)は、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債とを比較する比率であり、流動性を確保するために理想とされる比率の範囲は、200%以上である。

病院事業会計の流動比率は、前年度と比較して2.24ポイント減少して160.55%となっており、依然として理想とされる比率の範囲にはない。

しかも、病院事業会計は、経営実態として資金不足を生じていることから、他会計から長期借入を行っており、平成23年度末で3,185,000千円の未償還額がある。この借入金は、貸借対照表の固定負債に計上されるため、財政健全化法による資金不足比率には反映されていない点に留意しなければならない。

一方、水道事業会計の流動比率は、前年度と比較して85.40ポイント減少して268.35%となっており、流動性は低下したものの、理想とされる200%以上の比率を維持している。

(参考)平成22年度(前年度)の資金不足(剰余)額

(単位：千円)

会計名	流動資産	流動負債	資金不足(剰余)額
病院事業会計	575,752	353,685	222,067
水道事業会計	1,416,612	400,455	1,016,157

以上